

# (公社) 栃木県観光物産協会入会のご案内

- 1 団体概要** 当協会は、栃木県における観光及び県産業製品の振興に関する事業を行い、公共の福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とした団体です。
- 2 入会資格** 主に栃木県内において観光・物産振興に携わる個人または団体
- 3 特典**
- ①当協会の公式ホームページ「とちぎ旅ネット」におけるPRツールとして、「特集ページ」や「バナー広告」等をご利用いただく場合に、制作代金及び掲載料金についてお得な「会員価格」が適用になります。  
※令和5年度ホームページアクセス数 5,658,744PV（対前年比116%）
  - ②産直オンラインショップ「とちぎもの」に出品される場合に、初回登録料が無料になるほか、販売手数料も2%の割引が適用されます。
  - ③宇都宮市内に「おいでよ！とちぎ館」及び「とちびより」の2店舗を運営しているほか、各種物産展の案内をいたしますので、商品の販売、各種パンフレットの掲示についてご相談ください。
- 4 会費** 年会費についてはお問い合わせください。（会費以外の入会金などはありません）
- 5 手続き** 入会申込書、定款、登記事項証明書、事業概要の記載書類を添えてお申込みください。  
なお、理事会の承認を経て正式入会となります。  
会員加入につきまして、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

(公社) 栃木県観光物産協会  
栃木県宇都宮市本町3-9  
TEL : 028-623-3213  
FAX : 028-623-3942  
担当 : 観光課

## 公益社団法人栃木県観光物産協会正会員の入会・退会等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人栃木県観光物産協会定款（以下「定款」という。）第6条第1項及び第7条第1項並びに第8条の規定に基づき、公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）の正会員の入会・退会等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会の手続き)

第2条 定款第6条第1項に規定する入会の申込みは、別記様式第1号によるものとし、同申込書に、個人にあつては履歴書及び住民票又は身分を証明する書類、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書を添付して会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要がないと認めたときは、添付書類の一部又は全部添付を省略することができる。

### (入会資格審査基準)

第3条 定款第6条第1項に規定する入会の承認は、次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
  - (2) 過去に協会の会員であった者が、協会の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。
  - (3) 入会申込書に添付された関係書類等から、正会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 2 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに別記様式第2号により本人に通知しなければならない。

### (会費の納入)

第4条 協会に入会した正会員は、前条第2項の規定による入会決定を受け取った日から30日以内に、その事業年度分の会費を協会所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員は、毎事業年度の会費として原則として総会終了後速やかに協会所定の方法により納入しなければならない。
- 3 会費額が百万円以上については、納入方法において双方で協議するものとする。

### (会費の用途)

第5条 前条の会費については、毎事業年度開始前に総会において用途を定めるものとする。

### (任意退会)

第6条 正会員が退会しようとするときは、別記様式第3号を会長に提出しなければならない。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、事務執行上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規則は、平成22年2月22日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

## 公益社団法人栃木県観光物産協会会員入会申込書

私（弊社）は、貴協会の正会員として入会したいので、下記書類を添えて申込みます。

記

- 1 入会希望時期                      年度
- 2 添付書類
  - (1)
  - (2)

年    月    日

〒

住所

氏名（法人名・代表者）

印

公益社団法人栃木県観光物産協会会長 様